

お気軽に、ご利用ください

市民生活相談

市役所本庁舎で行っています

市民生活相談

種別	内容	曜日	時間
交通事故相談	交通事故に関する損害賠償などの問題	月・火・水・金曜	午前9時～正午 午後1時～3時
		木曜	午前9時～正午
法律相談(予約制)	日常生活上の法律問題	月・水・金曜	午後1時～4時
家事相談	相続・離婚などの家庭問題(調停中の場合は相談できません)	月・水・金曜	午前9時半～正午
建築相談	建築についての法規・技術や近隣とのトラブル	火曜	午後1時～4時
公正証書相談	遺言や各種契約などの公正証書作成の指導	第1・3水曜	午後1時～4時
国・県の行政相談	国・県への苦情、要望など	第2・4水曜	午後1時～4時
登記・境界相談	不動産の異動にともなう登記・境界などの問題	第1・3木曜	午後1時～4時
不動産相談	借地、借家、不動産売買などの問題	第2・4木曜	午後1時～4時
税務相談	相続税、贈与税、土地・建物の税など、国・県・市税	第2木曜	午後1時～3時
人権相談	住宅・結婚・就職などに関する差別・いやがらせ	第1・3木曜	午後1時～4時
心配ごと相談	悩みごと全般	木曜	午後1時～4時

市民相談課は、市民の皆さんの日常生活上の様々な悩みやトラブルを解決するため、弁護士や土地家屋調査士などの専門家による「市民生活相談」を右下表のとおり実施しています。費用は無料。お気軽にご相談ください。

森林管理の基本方針などを定めた

西宮市森林整備計画を策定

市はこのたび、森林管理の基本方針となり、森林所有者の施策方針となる「西宮市森林整備計画」を策定し、次の場所で公表

表しているほか、市のホームページ(アドレスはページ下参照)にも掲載しています。同計画は、見直し案(平成19

「西宮市食品衛生監視指導計画」を策定

食品の安全性確保に向け

市はこのたび、「平成19年度西宮市食品衛生監視指導計画」を策定し、次の場所で公表しているほか、市のホームページ(アドレスはページ下参照)にも掲載しています。また、同計画案(平成19年1月25日～2月25日に公開)に対して市民の皆さんからいただいた公募意見と、それに対する市の見解もあ

わけて公表しています。問合せは保健所生活衛生課(0798・26・3668)へ。
【閲覧場所】生活衛生課(保健所2階)、情報公開課(市役所本庁舎7階)、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション

さい。4月から交通事故相談は午後(木曜は午前のみ)も実施しています。なお、法律相談は予約制です。当日午前9時から電話で予約を受け付け、午後1時からの相談時間を決定します(1人20分程度)。定員は月・金曜日各16人、水曜日8人。法律相談以外は予約不要ですが、相談者多数の場合はお断りする場合があります。

問合せ・申込は市民相談課(0798・35・3100)へ。
【閲覧場所】農政課(市役所東館7階)、市役所本庁舎1階総合案内所横、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション

概要版を配布

西宮市水道ビジョン

水道局はこのたび、本市の水道のめざすべき将来像を描き、その実現に向けた取り組みを示す「西宮市水道ビジョン」を策定しました。

同ビジョンは、水道局本局・鳴尾出張所・北部出張所、情報公開課(市役所本庁舎7階)、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションで閲覧できるほか、概要版を市役所本庁舎1階総合案内所横および前記閲覧場所(情報公開課を除く)で配布しています。市のホームページ(アドレスはページ下参照)にも掲載しています。問合せは水道局経営戦略グループ(0798・32・2207)へ。

「公共下水道台帳」市のホームページで閲覧できます

市は、「公共下水道台帳」を下水道川保全グループ(市役所本庁舎6階)で公開していますが、4月16日から、台帳の一部を市のホームページ(アドレスはページ下参照)にも掲載します。トップページ右上の「情報システムアラカルト」または「くらす西宮」の中の「下水道」からご覧ください。ホームページで閲覧可能な地域は、JR東海道本線以南の地域(右図参照)です。今後、公開範囲を拡大していく予定です。問合せは下水道川保全グループ(0798・35・3769)へ。



ホームページで閲覧可能な地域

高校、大学、専修学校高等課程奨学生を募集

申込受付は4月23日まで

教育委員会は、平成19年度の高校、大学、専修学校高等課程(中学校卒業後に進学、3年制に限る)の奨学生を募集します。対象は経済的理由で修学困難な生徒・学生で、保護者が市内在住の人です。ただし、保護者の平成17年中または18年中の総所得金額(両親の所得を合算)が、家族数に応じた基準額以下の場合に限ります。※基準となる総所得金額の例(4人家族の場合)：高校・専修学校高等課程301万円以下、大学308万円以下

【届け出事由】飼い犬の死亡▽市内での転居▽市外からの転入▽飼い主の変更(譲渡、飼い主の姓の変更など)▽市外への転出(転出先の市

飼い犬の登録内容

転居などの変更は届け出を



町村へ届け出を)▽飼い犬の名前の変更
マナーを守って人と動物の共生社会を
飼い主の皆さんは、次のようなことに気を付けましょう。
▽ペットによるトラブルが起らないよう、適正に管理しましょう
▽適正なしつけをして、犬が飼い主をリーダーと認める関係をつくりましょう
▽犬の放し飼い、放し散歩は絶対にやめましょう
▽散歩ごきの犬の糞(ふん)は、用意した回収道具で持ち帰りましょう
▽引き取り手のない子犬を作らないために、飼い犬の避妊・去勢手術をしましょう

申込は4月10日から23日まで所定の願書を学事グループ(0798・35・3817)へ。高校生は在学学校を通じて申し込みください。
【高校奨学生】対象：高校生、高等専門学校生(1年～3年)、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部、朝鮮高級学校生。定時制高校生は本人が市内在住であれば可▽給付額：公立は月額5500円、私立は月額1万1000円(生活保護は月額1万1000円)を詳しくは、西宮商工会議所(0798・33・1131)のホームページ(http://www.n-cci.or.jp)をご覧ください。※審査あり(在住・在勤者優先)
【入居日】5月1日以降。1年契約(更新可)
【利用時間】午前8時～午後9時(年末年始は利用不可)

「西宮チャレンジオフィス」入居者を募集

「起業」をソフトウェアでもサポート

市と西宮商工会議所は、本市産業の振興を図ることを目的に創業支援施設「西宮チャレンジオフィス」(櫛塚町2-20西宮商工会館3階)を開設しました。市内で起業をめざす、または

起業後2年未満の法人・個人を対象に、4月17日まで入居者を募集しています。入居者には、オフィススペースの提供(有料)のほか、専門家による収益事業の育成指導などソフトウェアの支援

を行います。応募方法・料金など詳しくは、西宮商工会議所(0798・33・1131)のホームページ(http://www.n-cci.or.jp)をご覧ください。※審査あり(在住・在勤者優先)
【入居日】5月1日以降。1年契約(更新可)
【利用時間】午前8時～午後9時(年末年始は利用不可)